

(議事録)

佐野会長 皆様、お待たせいたしました。ただいまより第6回本審を開催いたします。

最初に、本日の出席委員の状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席者合計15名でございます。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

本日は、会議・議事録ともに公開いたします。

本日の傍聴者はおいでになりますか。

賃金室長 補佐のほうから報告させていただきます。

賃金室長補佐 本日の傍聴者は4名です。

佐野会長 ありがとうございます。

また、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。

先ほどの第5回専門部会で全会一致で決定されました専門部会会長報告のとおり、28円の引上げ、時間額956円に改正決定することについて、局長へ答申することとしてよろしいか、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

佐野会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告のとおり局長へ答申することといたしますが、事務局は答申案を読み上げてください。お願いいたします。

賃金室長 既に先ほど配付させていただきました答申案を読み上げさせていただきます。

令和3年8月5日。埼玉地方最低賃金審議会会長、佐野勝正から、埼玉労働局長、増田嗣郎宛の埼玉県最低賃金の改正決定について(答申)案になります。

当審議会は、令和3年7月5日付埼労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和元年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額926円）は、令和元年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていないことを申し添える。

今回の答申に当たっては、新型コロナウイルス感染症が拡大し、終息が見通せない中で、特に使用者から、目安金額での改正は企業の存続と雇用の維持ができるものか心配であるなど厳しい意見があり、当初は労使の意見の隔たりが大きいものであったが、賃上げに伴う各種の支援を当審議会として要望していくことなどを含めて、最終的に公労使の全会一致で意見の合意を見たものである。

埼玉労働局においては、別紙3のとおり、埼玉地方最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会の令和3年8月5日付「埼玉県最低賃金改正決定に関する報告書」に記載された要望等について、真摯に対応されたい。

別紙1、埼玉県最低賃金。1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の労働事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、第2号の労働者に係る最低賃金額、1時間956円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、令和3年10月1日。

別紙2、埼玉県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金。件名、埼玉県最低賃金。時間額926円。発行日、令和元年10月1日。2、生活保護水準。比較対象者、18歳から19歳までの単身世帯者。対象年度、令和元年度。（3）生活保護水準（令和元年度）、生活扶助基準の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（11万2,513円）。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記の埼玉県最低賃金（令和元年度）の926円に掲げる1か月の換算額13万1,487円と、生活保護水準11万2,513円とを比較すると、埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

別紙3につきましては割愛させていただきます。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたとおり、異例ではありますが、今回答申に当たっては、埼玉県最低賃金の改正決定についての報告書、これは専門部会で真摯に議論を進めたものですけども、これについても添付させていただきました。

これまでなら、直ちに労働局長さんに答申文を手交するところです

が、答申に至るまでの私どもの思いをお伝えしたく、少々長くなりますがお時間を頂戴したいと思います。大変恐縮ですが、座ったままお話しさせていただきたいと思います。

お伝えしたいことは3点ございます。専門部会報告の別紙2において、目安金額に対しての公労使それぞれの見解を示し、埼玉労働局を含む国に対して諸施策の実施を求め、中央最低賃金審議会に対して、目安金額の理由とともに金額の具体的な根拠の提示を求めています。

さらに、地方最低賃金審議会の審議が活性化し、社会に広く関心を持っていただくために、最低賃金決定のプロセスを広く周知していただくとともに、地方最低賃金審議会の審議に、よりお力をお借りしたいものと思っております。

1点目でございます。1点目は答申に至るまでの経緯でございます。

本年度の答申は、全会一致で目安どおり28円の引上げ、時間額956円となりますが、コロナ禍にもかかわらず、目安金額は予想を超える金額での引上げでありましたので、公労使それぞれ考えるところが多く、引上げに対する意見も大きな隔たりがございました。

特に審議の当初においては、使用者側代表委員から、目安金額を受け入れた場合、経営の継続ができない事業者が発生するかもしれない、雇用を維持できるのか不安があるなど、目安金額の受入れは難しいとの厳しい意見が表明されました。

それでも、公労使全会一致での意見の合意を見ましたのは、使用者側が継続しての最低賃金の引上げが必要であるとの、私ども、ここに出席している委員全員の気持ちなんですけども、そういう共通認識に立ち、目安金額は受け入れ難いが、コロナ禍での事業の先行きに不安を感じている中小企業・小規模事業者に対して支援を実施していただけるならば、目安金額を受け入れるのもやぶさかではないとの判断によるものと思っております。

また、これまでの当審議会における公労使それぞれの立場を尊重し審議に努めるとの意思と、労使のみならず全ての埼玉県民の将来を見据えての対応を図るとの共通認識に負うところが大きいと思っております。

2点目は、短期的には中小企業・小規模事業者に対するさらなる支援とともに、長期的な視点からの要望でございます。

具体的な要望につきましては別紙2に記載しておりますが、雇用調整助成金や緊急融資制度など、コロナ対策には感謝しておりますが、係る支援があっても、多くの県内中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営環境に置かれております。業況の回復は程遠く、借入金残高も上がり、事業を立て直す上での大きな負担となっております。

さらなる支援策の実施をお願いするとともに、今後、各種支援策に基づく借入金の元本の返済時期が到来するときに、資金繰りが厳しく

返済できない事業者が増加し、雇用が維持できるのか不安もあるとの意見もありましたので、引き続き軟着陸に向けて支援策の継続をお願いしたいと思います。

長期的視点からは、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境の整備が必要との労使共通の認識があります。生産性の向上が雇用の減少につながらないように、経済環境の整備、経済活性化や取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備のための支援策を一層充実するようにお願いいたします。

さらに、国連が定める持続可能な開発目標であるSDGsが掲げる17の目標の第1が「貧困をなくそう」であり、SDGsに関しては、日本政府や地方自治体に加えて、多くの企業や市民社会において積極的に取り組む動きが見られております。

そして、効果的な貧困格差の是正には、最低賃金の継続的な増額に加え、子供の貧困対策を並行して実施することも必要であると私どもは考えております。

令和元年11月29日に、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。貧困家庭の児童・生徒とそうでない家庭の児童・生徒を比較すると、学力、大学進学率、学習、家庭学習時間などの教育格差が存在しているとの、お茶の水女子大学の研究報告があります。経済的に恵まれていない家庭では生きていくのが精いっぱいであり、子供の教育まで意識が届いていないのが現実です。

学習環境は親の所得の影響を強く受けております。この状況は我が国の労働力の水準低下、新たな非正規労働者の増加につながると私どもは考えております。最低賃金制度をより意義のある制度としていくためには、家計を支える主たる収入が最低賃金水準の労働者を少なくしていくとともに、最低賃金水準自体を高めていくことが不可欠であるとも考えております。

また、局長からの諮問の領域を超えるかもしれませんが、平均以下にある児童・生徒の学力向上など、子供の貧困対策における教育面の施策の拡充も国に期待したいと思っております。

3番目は、報告書にも載せておりますが、中央最低審議会に対し、目安金額とともに、その金額の具体的根拠の提示と最低賃金決定のプロセスを広く周知していただくとともに、地方最低賃金審議会の審議に、よりお力をお借りしたいとの要望でございます。

議事録の公開が進められ、それにより審議の透明性と説明責任を果たすことが、当審議会にもますます求められております。委員としての責務を果たしていくためには、審議のたたき台となる目安金額の具体的な根拠を示していただき、その考え方を理解した上で審議していくことが必要であると私どもは考えております。

また、中央最低賃金審議会において目安金額が示されると、最低賃

金の引上額が確定したかのようにマスコミ等で取り上げられますが、最低賃金は都道府県の地方最低賃金審議会の答申に基づき、都道府県の労働局長が公示し決定されるものであります。あたかも今年の最低賃金が決定したかのような扱いでは、討議に影響します。

地方最低賃金審議会における審議が活性化し、社会に広く関心を持っていただきたいと私どもは考えておりますので、最低賃金決定のプロセスを広く周知していただくとともに、地方最低賃金審議会の審議に、よりお力をお借りしたいと思っております。

お時間を頂戴いたしました。ありがとうございます。

今、いつにもない発言をいたしました。他の方は何かございますか。

ないようでしたら、原案どおり答申案が承認をされましたので、「案」を消していただき、局長へ答申することといたします。

(会長から労働局長に答申文手交)

賃金室長 そうしましたら、労働局長のほうから一言御挨拶させていただきます。

労働局長 埼玉労働局長の増田でございます。一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま佐野会長から、埼玉県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、数次にわたり慎重かつ真摯な審議を重ねられ、本日、全会一致をもってこの答申をいただきましたこと、佐野会長をはじめ委員各位のこれまでの御尽力に対し、深く敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。

本日いただきました答申につきましては、今後の改正発効に向け、必要な手続を適切に進めてまいります。

また、会長から丁寧にお話しいただきました審議の経緯、公労使の御意見、御要望を含め、答申文の内容について深く受け止めさせていただき、要望等につきまして真摯に対応をさせていただきます。

本日は御答申、誠にありがとうございました。

佐野会長 どうも、局長、ありがとうございました。
議題2はその他です。委員の皆さんから何かございますでしょうか。
特にございませんか。
事務局から何かございますでしょうか。

賃金室長 特に用意しているものはございません。

佐野会長 それでは、今後の手続について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 はい。本日、答申をいただきましたので、答申の要旨とそれに対する異議申出に関して、本日、公示を行います。異議の申出書の提出期限は、最低賃金法第11条により15日以内とされており、その期日は8月20日となっております。

8月23日、土日を挟んでの月曜日の異議審に関しましては、第7回本審といたします。異議の申出に係る審議を9時半から、この14階の会議室で開催いたします。異議の申出が出され次第、委員の皆様には速やかに御連絡をいたします。

以上です。

佐野会長 ありがとうございます。次回開催予定の8月23日の異議審については、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規定第2条第2項により公開といたします。

これで第6回の本審を閉会いたしますが、終わりに当たって、答申に至るまで真摯に討議をしていただきました本審委員、専門部会の委員の皆様方に、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それとともに、審議会の運営に御準備をいただきました事務局の皆様にも感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

どうも今日はいろいろとお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —